



山形県公報

平成30年12月25日 (火)

号 外 (28)

目 次

条 例

- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 7
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …35
- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …36
- いきいき雪国やまがた基本条例…………… (市 町 村 課) …同
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …41
- 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例…………… (水大気環境課) …48
- 山形県小規模水道条例の一部を改正する条例…………… (食品安全衛生課) …同
- 山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …同
- 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (地域福祉推進課) …49
- 山形県受動喫煙防止条例…………… (健康づくり推進課) …同
- 山形県がん登録情報利用等審議会条例…………… (同) …52
- 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例…………… (畜産振興課) …53
- 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… (県土利用政策課) …54
- 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企 業 局) …同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第62号) (人事課)
 - 1 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。(第2条第5項及び第3条第3項関係)
 - 2 議会の議員及び知事等に対して平成30年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170に引き上げることとした。(附則第8項関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 2に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第63号) (人事課)

- 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
全給料表の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第6関係）
 - (2) 諸手当の改定
 - イ 初任給調整手当
医療職給料表(1)の適用を受ける職員等に対する支給月額の限度額を414,800円に引き上げるとともに、同表以外の給料表の適用を受ける職員等のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を50,800円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第1号及び第2号関係）
 - ロ 宿日直手当
支給の限度額を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務にあつては4,400円に、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては21,000円に、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を行う宿日直勤務にあつては7,400円に引き上げることとした。（第19条第1項関係）
 - ハ 期末手当
6月に支給する期末手当の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（第20条第2項関係）
 - ニ 勤勉手当
 - (イ) 12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）に引き上げることとした。（改正条例第1条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）
 - (ロ) 6月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）に引き上げるとともに、12月に支給する勤勉手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（改正条例第2条の規定による改正後の第21条第2項第1号関係）
- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）
 - (2) 期末手当の改定
 - イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。（改正条例第3条の規定による改正後の第5条第2項関係）
 - ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（改正条例第4条の規定による改正後の第5条第2項関係）
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条第1項及び第2項関係）
 - (2) 期末手当の改定
 - イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。（改正条例第5条の規定による改正後の第6条第2項関係）
 - ロ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に引き上げるとともに、12月に支給する期末手当の支給割合を同割合に引き下げることとした。（改正条例第6条の規定による改正後の第6条第2項関係）
- 4 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)のハ及びニの(ロ)、2の

(2)のロ並びに3の(2)のロの改正は、平成31年4月1日から施行することとした。

(2) 1の(1)並びに(2)のイ、ロ及びニの(イ)に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、2の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに3の(1)及び(2)のイに関する改正規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第64号）（人事課）

1 山形県村山保健所の管轄区域から山形市を除くこととした。（第4条関係）

2 山形県内陸食肉衛生検査所の名称を山形県置賜食肉衛生検査所に、位置を米沢市に変更することとした。（第5条第2項関係）

3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第65号）（人事課）

知事及び副知事の給料を3か月間減額することとした。

◇ いきいき雪国やまがた基本条例（県条例第66号）（市町村課）

1 この条例は、雪害の防止、雪の利活用その他の雪対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、雪に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な県民生活の実現、地域経済の活性化及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 雪に関する施策に関する基本理念を定めることとした。（第2条関係）

3 県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割について定めることとした。（第3条～第6条関係）

4 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他関係機関に対し、必要な措置を要請し、又は協力を求めることとした。（第7条関係）

5 県は、雪に関する施策を推進するに当たっては、地域の自然的社会的条件をしん酌するとともに、降積雪が特に多い地域について、県民生活等に支障が生じないよう適切な配慮をすることとした。（第8条関係）

6 知事は、雪対策に関し、基本計画及び行動計画を定めることとした。（第9条関係）

7 雪に強い県づくりに関する施策について、次のとおり定めることとした。（第10条～第20条関係）

(1) 雪に強い都市及び農山漁村の形成

(2) 雪に強い道路網の整備

(3) 雪に強い居住環境の形成等

(4) 除排雪のための水の利用の環境整備

(5) 降積雪期の生活環境の確保

(6) 降積雪期の安全な公共施設の整備

(7) 降積雪期の児童生徒の安全の確保

(8) 降積雪期の公共交通の確保

(9) 電力及び通信に対する降積雪による障害の防止

(10) 気象、交通、災害等の情報提供

(11) 降積雪期における事業者の対応

8 豪雪災害対策に関する施策について、次のとおり定めることとした。（第21条及び第22条関係）

(1) 豪雪による災害の予防及び対応

(2) 防災施設の整備

9 地域における除排雪の推進に関する施策について、次のとおり定めることとした。（第23条～第27条関係）

- (1) 道路の効果的で効率的な除排雪の実施
 - (2) 県民と連携した地域の実情に応じた除排雪の推進
 - (3) 要援護者世帯の除排雪に対する援護
 - (4) 地域の除排雪活動の担い手の育成及び確保
 - (5) 安全な除排雪作業の推進
- 10 雪を活用した地域活性化に関する施策について、次のとおり定めることとした。（第28条～第33条関係）
- (1) 農林水産業及び商工業の振興
 - (2) 雪を活用した観光の振興
 - (3) 県民の雪に関する活動機会の拡大
 - (4) 雪に関する教育の推進
 - (5) 情報発信及び交流
 - (6) 冬期間の快適な生活等のための技術イノベーション
- 11 県は、国、市町村、事業者、県民その他関係機関と連携して、雪に関する施策を推進するために必要な体制を整備することとした。（第34条関係）
- 12 県は、雪に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることとした。（第35条関係）
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第67号）（市町村課）
- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、山形市が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第4項、第5項、第11項、第25項、第38項、第42項、第45項及び第46項関係）
 - (1) 児童福祉法の規定に基づく指定障害児入所施設の指定等
 - (2) 医療法の規定に基づく医療に関する情報の報告の受理等
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づく薬局に関する情報の報告の受理等
 - (4) 動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく第一種動物取扱業の登録等
 - (5) 介護保険法の規定に基づく山形市の指定又は許可に係る居宅サービス等に係る報告等の命令及び質問等
 - (6) 山形県魚介類行商取締条例の規定に基づく魚介類行商の登録等
 - (7) 山形県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく特定施設（騒音又は振動に係るものを除く。）の設置の届出の受理等
 - 2 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第15項関係）
 - (1) 建築基準法の規定に基づく建築物の接道規制の特例に係る認定の申請の受付 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村
 - (2) 建築基準法の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物の建築の許可に係る申請の受付 山形市以外の市及び各町村
 - 3 山形市が中核市となることに伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（県条例第68号）（水大気環境課）
- 1 浄化槽保守点検業に係る知事の登録を受けなければならない者から山形市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者を除くこととした。（第2条第1項関係）
 - 2 浄化槽保守点検業者の登録に係る事項に変更があった旨の届出の提出期限を、変更の日から30日以内に延長することとした。（第6条第2項関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成31年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県小規模水道条例の一部を改正する条例（県条例第69号）（食品安全衛生課）
 - 1 山形県小規模水道条例の規定を、山形市の区域においては適用しないこととした。
 - 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（県条例第70号）（食品安全衛生課）
 - 1 山形県動物の保護及び管理に関する条例の規定を、山形市の区域においては適用しないこととした。
 - 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第71号）（地域福祉推進課）
 - 1 山形市の民生委員の定数を定めないこととした。
 - 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県受動喫煙防止条例（県条例第72号）（健康づくり推進課）
 - 1 この条例は、受動喫煙が県民の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止のための取組に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、望まない受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民一人一人が他人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現を図ることを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 望まない受動喫煙の防止のための取組に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
 - 3 県、県民、事業者及び管理権原者、保健医療及び教育関係者並びに保護者の責務について定めることとした。（第4条～第8条関係）
 - 4 県は、望まない受動喫煙の防止のための取組が推進されるような環境の整備を図るとともに、当該取組を促進するための関係者に対する助言、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識の普及、当該知識を習得するための学習の機会の確保等望まない受動喫煙の防止に関する施策を講ずることとした。（第9条関係）
 - 5 第一種施設（学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎をいう。以下同じ。）のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場所に特定屋外喫煙場所（当該施設の屋外の場所のうち、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。）を定めよう努めるものとする。こととした。（第10条関係）
 - 6 第二種施設（多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設（喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。）以外の施設をいう。以下同じ。）のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場所に喫煙専用室（当該施設の屋内の場所であって、専ら喫煙をすることができる場所として一定の要件を満たす室をいう。以下同じ。）及び指定たばこ専用喫煙室（当該施設の屋内の場所であって、指定たばこ（たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。）のみの喫煙をすることができる場所として一定の要件を満たす室をいう。以下同じ。）を定めよう努めるものとする。こととした。（第11条関係）
 - 7 既存特定飲食提供施設（第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設であって一定の要件に該当するものをいう。）の管理権原者は、当該施設に喫煙可能室（当該施設の屋内の場所であって、喫煙をすることができる場所として一定の要件を満たす室をいう。以下同じ。）を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。こととした。（第12条関係）

- 8 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設の管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならないこととした。（第13条第1項関係）
 - 9 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備することとした。（第14条関係）
 - 10 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることとした。（第15条関係）
 - 11 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、5は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から、6及び8は平成32年4月1日から、7は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県がん登録情報利用等審議会条例（県条例第73号）（健康づくり推進課）
- 1 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第2条第8項に規定する都道府県がん情報（以下「がん登録情報」という。）の利用及び提供に関する事項等について調査審議させるため、山形県がん登録情報利用等審議会（以下「審議会」という。）を置くこととした。（第1条関係）
 - 2 審議会は、知事の諮問に応じ、法及びがん登録等の推進に関する法律施行令の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、がん登録情報に関する重要事項について意見を述べるができることとした。（第2条関係）
 - 3 審議会は、委員5人以内で組織することとした。（第3条関係）
 - 4 委員は、がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関し学識経験のある者、個人情報の保護に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命することとし、委員の任期は2年とすることとした。（第4条第1項及び第2項関係）
- ◇ 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（県条例第74号）（畜産振興課）
- 農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件等の制定に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県条例第75号）（県土利用政策課）
- 1 山形県屋外広告物条例の規定を、山形市の区域においては適用しないこととした。
 - 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第76号）（企業局）
- 水力発電所の合計最大出力を89,120キロワットに増加することとした。

条 例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第62号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の127.5」に、「100分の155」と、「100分の135」とあるのは「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 平成30年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の165」とあるのは、「100分の170」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）附則第8項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第63号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「414,300円」を「414,800円」に改め、同項第2号中「50,700円」を「50,800円」に改める。

第19条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「7,200円」を「7,400円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の87.5」を「、6月に支給する場合には100分の87.5」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて」に改め、同条第5項中「次条において同じ。」から」を「次条第

3項第3号において同じ。)から」に、「同項」を「第21条第1項」に、「次条において同じ。)」を「次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,200	197,100	233,900	267,500	294,000	325,200	370,100	416,600	468,000
	2	147,300	199,000	235,400	269,500	296,300	327,400	372,700	419,100	471,200
	3	148,600	200,800	236,900	271,300	298,600	329,700	375,200	421,600	474,300
	4	149,700	202,600	238,500	273,400	300,800	331,900	377,900	424,100	477,300
	5	150,800	204,200	240,100	275,300	302,800	334,200	379,900	426,000	480,300
	6	152,000	206,100	241,800	277,200	305,100	336,200	382,500	428,400	483,400
	7	153,100	207,800	243,300	279,200	307,500	338,400	384,900	430,500	486,500
	8	154,200	209,700	244,800	281,300	309,600	340,700	387,400	432,800	489,600
	9	155,300	211,400	246,400	283,400	311,800	342,800	390,000	434,800	492,400
	10	156,800	213,200	247,900	285,400	314,100	345,100	392,700	437,000	495,600
	11	158,100	215,100	249,500	287,600	316,300	347,200	395,400	439,100	498,700
	12	159,400	216,900	251,000	289,600	318,600	349,400	398,200	441,300	501,800
	13	160,800	218,300	252,500	291,700	320,800	351,400	400,600	443,000	504,600
	14	162,300	220,100	254,000	293,800	322,800	353,500	403,000	444,800	507,000
	15	163,800	221,800	255,400	295,900	325,100	355,600	405,200	446,800	509,300
	16	165,500	223,700	256,800	297,800	327,200	357,600	407,700	448,900	511,600
	17	166,800	225,400	258,300	299,900	329,400	359,400	409,500	450,800	513,700
	18	168,300	227,000	260,000	301,900	331,400	361,500	411,600	452,700	515,200
	19	169,800	228,600	261,700	304,000	333,600	363,400	413,500	454,500	516,700
	20	171,300	230,200	263,500	306,000	335,600	365,300	415,400	456,200	518,200
	21	172,800	231,800	265,200	308,000	337,600	367,200	417,300	458,000	519,400
	22	175,500	233,500	267,000	310,000	339,700	369,200	419,200	459,500	520,900
	23	178,200	235,200	268,700	312,100	341,800	371,200	421,000	461,000	522,400
	24	180,900	236,700	270,500	314,200	343,900	373,200	422,900	462,500	523,900
	25	183,600	238,100	272,400	316,100	345,500	375,200	424,800	463,900	525,000
	26	185,400	239,600	274,400	318,200	347,400	377,100	426,300	465,300	526,200
	27	187,000	241,100	276,200	320,400	349,400	379,200	427,900	466,600	527,400
	28	188,700	242,400	278,100	322,400	351,300	381,200	429,500	467,800	528,600
	29	190,300	243,700	279,800	324,400	353,100	382,800	431,100	468,800	529,700
	30	192,000	244,900	281,700	326,400	355,000	384,600	432,400	469,600	530,600
	31	193,900	246,000	283,700	328,600	357,000	386,500	433,700	470,400	531,500
	32	195,600	247,200	285,300	330,700	358,800	388,100	434,900	471,100	532,400
	33	197,100	248,400	287,100	332,200	360,800	390,000	436,100	471,800	533,200
	34	198,700	249,700	289,000	334,200	362,600	391,400	437,400	472,600	534,100
	35	200,200	250,900	290,800	336,200	364,400	392,900	438,700	473,400	534,800
	36	201,700	252,100	292,700	338,300	366,200	394,600	440,000	474,000	535,300
	37	203,000	253,100	294,300	340,300	367,600	396,000	441,200	474,500	536,100
	38	204,300	254,600	295,900	342,200	368,900	397,200	442,000	475,100	536,700
	39	205,600	256,000	297,700	344,300	370,400	398,500	442,800	475,700	537,500
	40	206,900	257,600	299,600	346,200	371,800	399,600	443,600	476,300	538,100

	41	208,200	258,900	301,300	348,200	373,100	400,700	444,300	476,800	538,600
	42	209,600	260,200	303,100	350,100	374,000	401,900	445,000	477,300	
	43	210,900	261,700	304,800	351,900	375,100	403,200	445,700	477,800	
	44	212,200	263,000	306,400	353,900	376,200	404,300	446,400	478,100	
	45	213,300	264,200	308,100	355,400	377,000	405,000	447,200	478,400	
	46	214,700	265,600	309,800	356,900	378,000	405,700	448,000		
	47	216,000	267,000	311,500	358,400	378,900	406,400	448,500		
	48	217,300	268,200	313,200	359,900	379,800	407,200	449,200		
	49	218,500	269,600	314,300	361,600	380,700	407,800	449,700		
	50	219,500	270,700	315,900	362,400	381,600	408,400	450,100		
再	51	220,400	272,000	317,400	363,600	382,400	408,900	450,500		
任	52	221,500	273,300	319,100	364,600	383,200	409,300	450,900		
用	53	222,700	274,300	320,700	365,600	383,900	409,700	451,300		
職	54	223,700	275,400	322,300	366,700	384,600	410,000	451,700		
員	55	224,600	276,700	324,000	367,600	385,300	410,300	452,100		
	56	225,500	278,100	325,500	368,700	386,100	410,600	452,500		
	57	226,200	279,100	327,000	369,600	386,600	410,900	452,800		
	58	227,100	280,100	328,300	370,300	387,200	411,200	453,200		
	59	228,000	281,200	329,500	371,000	387,800	411,500	453,500		
	60	228,900	282,300	330,700	371,700	388,500	411,800	453,800		
以	61	229,600	283,500	331,500	372,100	388,900	412,100	454,100		
外	62	230,600	284,500	332,400	372,700	389,600	412,400			
	63	231,400	285,300	333,200	373,500	390,300	412,700			
	64	232,400	286,400	334,000	374,200	390,900	413,000			
	65	233,000	287,200	334,900	374,500	391,300	413,300			
	66	233,800	288,100	335,300	375,200	391,900	413,600			
	67	234,800	288,900	336,100	375,900	392,500	413,900			
	68	235,800	289,800	336,900	376,600	393,100	414,200			
の	69	236,600	290,800	337,700	376,900	393,500	414,400			
職	70	237,300	291,600	338,400	377,600	394,100	414,800			
員	71	237,900	292,400	339,100	378,300	394,600	415,100			
等	72	238,700	293,200	339,900	378,900	395,100	415,400			
	73	239,400	294,100	340,400	379,200	395,400	415,600			
	74	240,100	294,600	341,000	379,800	395,800	415,900			
	75	240,800	295,000	341,500	380,500	396,200	416,200			
	76	241,500	295,500	342,100	381,100	396,600	416,400			
	77	242,200	295,600	342,400	381,600	396,900	416,600			
	78	243,000	296,000	342,900	382,100	397,200	416,900			
	79	243,800	296,200	343,300	382,700	397,500	417,200			
	80	244,500	296,600	343,800	383,200	397,800	417,400			
	81	245,200	296,800	344,300	383,700	398,000	417,600			
	82	245,900	297,000	344,800	384,300	398,400	417,900			
	83	246,600	297,400	345,300	384,800	398,700	418,200			
	84	247,300	297,700	345,800	385,100	398,900	418,400			

85	247,800	298,000	346,100	385,500	399,100	418,600			
86	248,600	298,300	346,500	386,100	399,400				
87	249,300	298,600	347,000	386,500	399,700				
88	250,000	299,000	347,400	386,900	399,900				
89	250,600	299,300	347,700	387,300	400,100				
90	251,100	299,700	348,200	387,800	400,400				
91	251,500	300,000	348,700	388,200	400,700				
92	252,000	300,400	349,100	388,600	400,900				
93	252,300	300,500	349,300	388,900	401,100				
94		300,700	349,700						
95		301,100	350,200						
96		301,500	350,600						
97		301,700	350,700						
98		302,000	351,200						
99		302,500	351,600						
100		302,900	351,900						
101		303,100	352,200						
102		303,400	352,600						
103		303,800	353,000						
104		304,100	353,400						
105		304,300	353,900						
106		304,600	354,300						
107		305,000	354,700						
108		305,300	355,100						
109		305,500	355,600						
110		305,900	356,000						
111		306,400	356,300						
112		306,700	356,700						
113		306,800	357,200						
114		307,100							
115		307,400							
116		307,800							
117		308,000							
118		308,200							
119		308,500							
120		308,800							
121		309,200							
122		309,400							
123		309,700							
124		310,000							
125		310,300							
再任用職員	191,300	219,400	260,300	280,100	295,600	321,400	364,100	397,900	450,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

別表第2

公安職給料表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		170,300	186,400	213,400	253,800	297,900	325,000	354,200	389,400	431,600
2		172,000	188,100	215,500	255,600	300,100	327,200	356,400	391,700	433,400
3		173,900	189,900	217,500	257,500	302,200	329,600	358,700	393,800	435,300
4		175,600	191,800	219,600	259,100	304,500	331,700	360,800	395,900	437,300
5		177,100	193,700	221,600	260,900	306,400	334,000	363,000	397,700	438,700
6		179,100	196,100	223,500	262,700	308,600	336,200	365,100	399,800	440,400
7		180,900	198,500	225,500	264,300	310,700	338,600	367,400	401,600	442,000
8		182,900	200,800	227,500	266,100	313,000	340,900	369,600	403,500	443,500
9		184,600	203,100	229,500	267,400	315,000	342,800	371,600	405,200	445,200
10		186,400	205,700	231,300	269,100	317,200	345,200	373,800	407,300	446,900
11		188,100	208,300	233,200	270,400	319,500	347,400	375,800	409,300	448,600
12		189,800	210,800	234,900	271,800	321,800	349,700	378,100	411,500	450,200
13		191,800	213,200	236,900	273,500	323,700	351,700	380,200	413,200	451,300
14		193,900	215,100	238,800	274,900	326,100	353,900	382,400	415,400	453,000
15		196,100	216,900	240,700	275,900	328,400	356,100	384,500	417,400	454,800
16		198,200	218,700	242,600	277,200	330,600	358,300	386,700	419,600	456,700
17		200,400	220,700	244,300	278,300	332,600	360,500	388,400	421,300	458,300
18		202,900	222,400	246,100	279,700	334,900	362,600	390,400	423,000	460,100
19		205,300	224,400	247,900	281,100	337,100	364,600	392,300	424,800	462,000
20		207,800	226,200	249,700	282,600	339,300	366,800	394,400	426,400	463,700
21		210,300	227,900	251,300	283,700	341,400	368,800	396,100	428,200	465,400
22		212,200	229,700	252,700	285,100	343,400	370,800	398,300	429,800	467,100
23		213,900	231,600	253,900	286,600	345,600	372,800	400,400	431,200	468,700
24		215,800	233,300	255,200	288,100	347,600	375,000	402,500	432,800	470,600
25		217,700	235,000	256,500	289,200	349,700	376,900	404,200	434,100	472,100
26		219,500	236,800	257,800	291,200	351,800	378,900	406,200	435,500	473,600
27		221,300	238,400	259,200	293,200	353,800	381,000	408,400	437,100	475,100
28		223,000	240,100	260,400	295,200	355,800	383,000	410,500	438,700	476,400
29		224,900	241,600	261,600	297,200	358,000	384,800	412,100	440,000	477,700
30		226,700	243,400	262,700	299,200	360,100	387,000	413,900	441,700	478,400
31		228,600	245,300	263,900	301,000	362,200	389,100	415,700	443,400	479,100
32		230,300	246,900	265,000	302,900	364,300	391,200	417,400	445,100	479,800
33		232,100	248,400	265,800	304,800	365,900	393,100	419,200	446,500	480,300
34		233,800	249,900	267,000	306,600	367,900	395,300	420,700	448,300	481,100
35		235,500	251,200	268,200	308,500	369,900	397,400	422,300	450,000	481,900
36		237,200	252,600	269,400	310,300	372,000	399,400	423,900	451,600	482,500
37		238,600	253,800	270,200	312,100	373,900	401,100	425,200	453,100	482,800
38		240,500	255,100	271,300	314,000	376,000	402,700	426,700	453,800	483,400
39		242,300	256,400	272,500	316,000	378,100	404,000	428,300	454,500	483,900
40		244,000	257,600	273,500	317,800	380,100	405,300	429,800	455,200	484,400
41		245,400	258,900	274,600	319,700	382,200	406,500	431,300	455,600	484,900
42		246,800	260,100	276,100	321,600	384,300	407,700	432,700	456,200	485,300
43		248,200	261,100	277,400	323,400	386,500	408,700	434,000	457,000	485,800
44		249,400	262,200	278,500	325,300	388,500	409,700	435,200	457,600	486,200

	45	250,600	263,300	279,600	327,000	390,300	411,000	436,200	458,400	486,500
	46	251,700	264,400	281,200	329,000	392,000	412,200	436,900	459,100	
	47	252,700	265,500	282,700	330,900	393,600	413,300	437,700	459,600	
	48	253,600	266,600	284,300	332,800	395,300	414,500	438,500	460,100	
	49	254,600	267,600	286,100	334,400	396,700	415,900	439,000	460,700	
	50	255,700	268,700	287,900	336,000	397,700	416,700	439,400	461,000	
	51	256,800	269,800	289,600	337,600	398,800	417,500	439,800	461,300	
	52	257,900	270,900	291,100	339,300	399,800	418,200	440,100	461,700	
	53	258,900	272,000	292,500	341,000	401,100	418,700	440,400	462,100	
	54	260,100	273,100	294,300	342,700	402,200	419,500	440,800	462,300	
	55	261,000	274,500	296,100	344,600	403,400	420,200	441,100	462,600	
	56	262,200	275,700	297,900	346,400	404,600	420,800	441,400	462,800	
	57	263,200	276,700	299,600	347,500	405,900	421,500	441,700	463,200	
	58	264,200	278,300	301,300	349,200	406,800	421,900	442,000	463,400	
再	59	265,000	279,700	303,100	350,900	407,600	422,500	442,300	463,600	
任	60	266,000	281,300	304,800	352,500	408,300	423,100	442,600	463,800	
	61	267,100	283,000	306,300	354,100	408,800	423,500	442,900	464,200	
	62	268,100	284,600	308,200	355,800	409,500	424,100	443,200		
	63	269,200	286,200	310,000	357,600	410,200	424,600	443,500		
用	64	270,100	287,800	311,800	359,300	411,000	425,100	443,800		
	65	271,200	289,200	313,300	360,900	411,300	425,600	444,200		
職	66	272,400	290,600	314,900	362,500	412,000	426,200	444,500		
	67	273,600	292,200	316,500	364,100	412,700	426,600	444,800		
員	68	274,900	293,700	318,200	365,800	413,300	427,100	445,100		
	69	276,100	295,300	319,800	367,000	413,700	427,600	445,300		
	70	277,500	296,800	321,200	368,400	414,200	427,900	445,600		
以	71	279,000	298,400	322,700	369,800	414,800	428,200	445,900		
	72	280,300	299,900	324,300	371,100	415,400	428,500	446,200		
外	73	281,500	301,200	325,200	372,300	415,900	428,800	446,400		
	74	283,000	302,600	326,800	373,600	416,300	429,100	446,700		
	75	284,400	304,200	328,400	374,900	416,800	429,400	447,000		
の	76	285,600	305,700	330,100	376,200	417,300	429,700	447,300		
	77	286,900	306,800	331,900	377,600	417,800	429,900	447,500		
職	78	288,100	308,300	333,600	378,800	418,300	430,200	447,800		
	79	289,300	309,600	335,200	380,000	418,900	430,500	448,100		
員	80	290,200	311,200	336,900	381,200	419,500	430,800	448,500		
	81	291,600	312,700	338,600	382,500	419,900	431,000	448,700		
	82	292,800	314,100	340,400	383,700	420,500	431,300	449,000		
等	83	294,100	315,400	342,000	384,800	421,000	431,600	449,300		
	84	295,400	316,800	343,700	386,100	421,200	431,800	449,600		
	85	296,600	318,000	345,200	387,200	421,500	432,000	449,800		
	86	297,800	319,500	346,700	387,800	422,000	432,300			
	87	299,000	320,800	348,200	388,300	422,300	432,600			
	88	300,200	322,300	349,700	388,900	422,600	432,800			
	89	301,300	323,800	351,000	389,500	422,900	433,000			
	90	302,500	325,300	352,200	390,200	423,300	433,300			
	91	303,600	326,700	353,600	390,800	423,800	433,600			
	92	304,800	328,300	354,900	391,400	424,100	433,800			
	93	305,600	329,600	356,300	391,700	424,400	434,000			
	94	306,900	330,900	357,900	392,200					
	95	308,100	332,400	359,400	392,800					
	96	309,400	333,700	360,900	393,300					

97	310,400	334,900	362,200	393,700					
98	311,600	336,300	363,400	394,200					
99	312,800	337,600	364,500	394,800					
100	314,000	338,800	365,800	395,300					
101	315,300	340,300	366,900	395,700					
102	316,300	341,200	368,000	396,200					
103	317,400	342,300	369,200	396,800					
104	318,400	343,500	370,400	397,300					
105	319,300	344,700	371,600	397,600					
106	319,900	345,800	372,100	398,000					
107	320,500	346,800	372,700	398,600					
108	321,100	347,900	373,400	398,900					
109	321,600	349,200	374,000	399,200					
110	322,100	350,200	374,500	399,700					
111	322,600	351,200	375,000	400,200					
112	323,300	352,100	375,500	400,700					
113	324,100	353,100	375,900	401,100					
114	324,800	354,000	376,300	401,600					
115	325,500	355,000	376,900	402,100					
116	326,200	356,000	377,500	402,600					
117	326,800	357,100	377,900	402,900					
118	327,700	357,600	378,400	403,400					
119	328,400	358,200	379,000	403,900					
120	329,200	358,800	379,500	404,400					
121	329,800	359,100	379,600	404,800					
122	330,100	359,500	380,200	405,300					
123	330,600	360,000	380,700	405,700					
124	331,100	360,400	381,200	406,200					
125	331,400	360,800	381,700	406,600					
126		361,200	382,200						
127		361,700	382,700						
128		362,100	383,200						
129		362,500	383,500						
130		362,900	384,000						
131		363,300	384,500						
132		363,700	385,000						
133		363,900	385,300						
134		364,400	385,800						
135		364,900	386,200						
136		365,200	386,700						
137		365,500	387,000						
138		365,900	387,500						
139		366,400	388,000						
140		366,900	388,500						
141		367,200	388,800						
142		367,700							
143		368,200							
144		368,700							
145		369,000							
再任用職員	246,300	258,200	262,400	294,400	311,300	325,700	349,700	385,600	417,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	175,500	230,500	274,900	324,700	362,200
	2	177,900	232,700	276,700	326,800	364,600
	3	180,300	234,700	278,500	328,900	366,900
	4	182,800	236,800	280,300	331,000	369,300
	5	185,200	238,800	281,500	333,100	371,500
	6	187,800	240,900	283,500	335,000	374,700
	7	190,200	243,000	285,300	336,700	377,900
	8	192,800	245,100	287,200	338,500	380,900
	9	195,100	247,200	288,700	340,000	383,900
再	10	197,500	249,100	291,200	342,400	387,100
任	11	200,000	251,000	293,400	344,700	390,200
用	12	202,500	252,900	295,700	347,300	393,300
	13	205,100	254,700	298,400	349,300	396,200
	14	207,800	256,700	301,000	351,700	398,900
	15	210,500	258,600	303,300	354,000	401,800
	16	213,200	260,400	305,600	356,400	404,500
職	17	215,700	262,200	308,100	358,900	407,400
員	18	218,400	264,100	310,200	361,400	409,500
	19	221,200	266,100	312,500	363,800	411,400
	20	224,000	268,000	314,600	366,400	413,500
	21	226,600	269,500	316,700	368,800	415,200
	22	228,300	271,100	317,800	371,200	417,300
	23	229,900	272,600	319,000	373,400	419,100
	24	231,500	274,200	320,200	375,900	421,100
以	25	233,100	275,700	321,400	378,100	422,800
	26	234,500	277,200	323,000	380,500	424,500
	27	236,000	278,700	324,600	383,000	426,200
	28	237,300	280,200	326,100	385,300	427,900
	29	238,800	281,700	327,500	387,500	429,100
	30	239,800	283,100	329,100	389,500	430,700
	31	241,000	284,500	330,800	391,700	432,300
	32	242,100	285,600	332,400	393,800	433,900
職	33	243,200	286,700	334,000	395,800	435,500
	34	244,100	288,100	335,600	397,600	436,900
	35	245,000	289,300	337,000	399,300	438,200
	36	245,800	290,500	338,500	401,100	439,400
員	37	246,600	291,500	340,000	402,900	440,700
	38	247,400	292,700	341,700	404,300	441,700
	39	248,200	293,500	343,300	405,800	442,700
等	40	249,100	294,500	344,700	407,300	443,700
	41	250,000	295,500	346,200	408,100	444,100
	42	250,900	296,500	347,600	409,400	444,800
	43	251,800	297,500	349,200	410,600	445,500
	44	252,800	298,200	350,700	412,100	446,200
	45	253,600	299,000	352,200	413,500	446,800
	46	254,400	300,200	353,600	414,900	447,100
	47	255,300	301,400	354,900	416,300	447,700
	48	256,200	302,700	356,300	417,600	448,300
	49	256,600	304,200	357,400	418,900	448,800

50	257,300	305,300	358,800	419,900	449,500
51	257,900	306,300	360,200	420,800	450,200
52	258,400	307,300	361,700	421,700	450,900
53	258,600	308,500	363,100	421,900	451,500
54	259,300	309,500	364,500	422,300	452,200
55	259,700	310,600	365,800	422,800	452,900
56	260,300	311,500	367,200	423,300	453,500
57	260,600	312,600	368,000	423,800	453,900
58	261,200	313,700	369,200	424,000	454,600
59	261,700	314,800	370,500	424,600	455,300
60	262,300	316,000	371,800	425,100	456,000
61	262,800	316,700	372,900	425,600	456,400
62	263,300	317,400	373,500	426,200	456,800
63	263,800	318,100	374,000	426,800	457,100
64	264,400	318,900	374,600	427,400	457,400
65	264,800	319,400	375,000	428,000	457,600
66	265,200	320,200	375,500	428,600	457,900
67	265,400	320,700	376,000	429,100	458,200
68	265,800	321,300	376,500	429,700	458,500
69	266,100	322,100	376,700	430,300	458,700
70			377,000	430,800	459,000
71			377,400	431,400	459,300
72			377,800	432,100	459,500
73			378,300	432,600	459,700
74			378,500	433,200	
75			379,000	433,700	
76			379,500	434,300	
77			380,000	434,800	
78			380,500	435,400	
79			381,000	436,100	
80			381,500	436,700	
81			382,000	437,000	
82			382,400	437,600	
83			382,900	438,300	
84			383,400	438,900	
85			383,800	439,300	
86			384,300	439,800	
87			384,700	440,600	
88			385,200	441,300	
89			385,700	441,500	
90			386,300		
91			386,800		
92			387,300		
93			387,600		
94			388,000		
95			388,500		
96			388,900		
97			389,400		
98			389,700		
99			390,300		
100			390,700		
101			391,300		
再任用職員	224,600	255,300	285,300	326,900	356,400

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官、教育職員及び第26条に規定する者を除く。

別表第4

教育職給料表

教育職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,200	205,700	335,900	425,600
	2	161,800	207,500	338,200	427,500
	3	163,300	209,000	340,500	429,300
	4	164,900	210,800	342,800	430,900
	5	166,600	212,600	345,100	432,500
	6	168,500	214,200	347,300	434,000
	7	170,400	216,000	349,600	435,900
	8	172,200	217,600	351,900	437,800
	9	174,100	219,400	353,900	439,600
	10	176,200	221,300	356,000	441,500
	11	178,200	223,200	358,300	443,400
	12	180,200	225,100	360,400	445,300
	13	182,300	226,700	362,600	447,000
	14	184,500	228,800	364,600	449,000
	15	186,800	230,800	366,700	450,800
	16	189,000	232,900	368,700	452,800
	17	191,400	234,700	370,600	454,500
	18	194,100	237,500	372,500	456,300
	19	196,600	240,300	374,600	458,200
	20	199,200	243,000	376,600	460,000
	21	201,700	245,500	378,400	461,700
	22	203,500	248,400	380,300	463,400
	23	205,200	251,000	382,200	465,400
	24	207,000	253,700	384,100	467,100
	25	208,500	256,400	385,500	468,800
	26	210,000	258,900	387,300	470,500
	27	211,800	261,400	389,100	472,100
	28	213,400	263,800	391,100	473,700
	29	214,900	266,500	392,900	475,200
	30	216,600	268,900	394,900	476,500
	31	218,300	271,100	396,800	477,900
	32	220,000	273,400	398,900	479,200
	33	221,600	275,500	400,600	480,400
	34	223,500	277,800	402,400	481,100
	35	225,300	280,000	404,000	481,900
	36	227,200	282,100	405,800	482,600
	37	228,700	284,400	407,100	483,200
	38	230,500	286,400	408,600	
	39	232,400	288,300	410,000	
	40	234,200	290,400	411,500	
	41	235,900	292,200	413,200	
	42	237,600	294,700	414,600	
	43	239,200	297,100	416,000	
	44	240,800	299,600	417,400	
	45	242,500	301,700	419,100	
	46	243,900	304,200	420,400	
	47	245,200	306,700	421,900	
	48	246,400	309,400	423,600	

	49	247,900	311,900	425,300
	50	249,400	314,300	426,700
	51	250,600	316,800	428,400
	52	252,100	319,000	429,900
	53	253,300	321,500	431,700
	54	254,500	323,700	433,200
	55	255,900	325,800	434,800
	56	257,100	328,000	436,500
	57	258,400	330,300	438,000
	58	259,500	332,500	439,500
	59	260,600	334,600	440,800
	60	261,800	336,700	442,000
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	61	263,100	338,900	443,200
	62	264,500	341,000	444,500
	63	265,900	343,200	445,800
	64	267,100	345,500	447,000
	65	268,300	347,400	448,300
	66	269,800	349,700	449,500
	67	271,400	351,800	450,700
	68	273,100	354,000	451,900
	69	274,700	356,000	453,200
	70	276,100	358,000	454,400
	71	277,500	360,100	455,600
	72	278,900	362,200	456,900
	73	280,000	363,900	458,000
	74	281,400	365,800	458,600
	75	282,900	367,700	459,100
	76	284,100	369,600	459,600
	77	285,500	371,500	460,100
	78	286,800	373,200	
	79	287,900	375,000	
	80	289,100	376,600	
	81	290,300	378,200	
	82	291,500	379,700	
	83	292,700	381,200	
	84	293,900	382,700	
	85	295,200	383,700	
	86	296,300	385,100	
	87	297,500	386,600	
	88	298,700	387,900	
	89	299,900	389,200	
	90	301,000	390,600	
	91	302,200	391,800	
	92	303,400	393,100	
	93	304,200	394,500	
	94	305,200	395,600	
	95	306,400	396,900	
	96	307,600	398,100	
	97	308,600	399,600	
	98	309,700	400,600	
	99	310,700	401,700	
	100	311,800	402,800	
	101	312,700	403,700	
	102	313,800	404,700	
	103	315,000	405,700	
	104	316,000	406,900	

105	316,500	407,600		
106	317,400	408,500		
107	318,200	409,400		
108	319,100	410,300		
109	320,000	411,200		
110	320,400	412,100		
111	320,800	412,900		
112	321,300	413,700		
113	321,900	414,300		
114	322,300	415,100		
115	322,800	415,800		
116	323,400	416,500		
117	324,000	417,100		
118	324,500	417,600		
119	324,900	418,000		
120	325,400	418,400		
121	325,900	418,800		
122	326,300	419,200		
123	326,700	419,500		
124	327,300	419,700		
125	327,900	419,900		
126	328,200	420,200		
127	328,500	420,500		
128	328,800	420,700		
129	329,000	420,900		
130	329,300	421,200		
131	329,600	421,500		
132	329,900	421,700		
133	330,100	421,900		
134	330,300	422,200		
135	330,500	422,500		
136	330,800	422,700		
137	331,100	422,900		
138	331,300	423,200		
139	331,700	423,500		
140	332,000	423,700		
141	332,200	423,900		
142	332,400	424,200		
143	332,700	424,500		
144	332,900	424,700		
145	333,200	424,900		
146	333,400			
147	333,700			
148	334,000			
149	334,200			
150	334,400			
151	334,700			
152	335,000			
153	335,200			
再任用職員	238,600	279,800	337,800	423,800

備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,300	176,700	266,800	296,200	415,200
	2	161,800	178,800	269,300	299,000	416,700
	3	163,300	180,900	271,700	301,700	418,200
	4	164,900	183,200	274,000	304,300	419,700
	5	166,600	185,200	276,600	306,800	421,100
	6	168,500	187,500	279,100	309,200	422,500
	7	170,400	189,700	281,400	311,700	424,100
	8	172,200	192,000	283,600	314,100	425,700
	9	174,100	194,400	285,900	316,400	427,100
	10	176,200	197,200	288,200	319,100	428,600
	11	178,300	200,000	290,600	321,900	430,000
	12	180,300	202,800	292,900	324,800	431,300
	13	182,400	205,700	295,300	327,400	432,700
	14	184,600	207,500	297,400	329,500	434,100
	15	186,900	209,000	299,300	331,500	435,500
	16	189,100	210,800	301,400	333,700	437,000
	17	191,500	212,600	303,600	336,000	438,200
	18	194,200	214,200	306,100	338,300	439,500
	19	196,700	216,000	308,700	340,600	440,700
	20	199,300	217,600	311,400	342,800	442,000
	21	201,800	219,400	313,800	345,200	443,100
	22	203,600	221,300	316,400	347,400	444,400
	23	205,300	223,200	318,800	349,600	445,700
	24	207,100	225,100	321,600	351,900	447,000
	25	208,600	226,700	324,300	354,000	448,400
	26	210,000	228,800	326,600	355,800	449,600
	27	211,700	230,800	329,100	357,700	450,600
	28	213,100	232,900	331,200	359,600	451,700
	29	214,800	234,700	333,500	361,500	453,000
	30	216,500	237,500	335,500	363,300	453,800
	31	218,200	240,200	337,800	365,000	454,600
	32	219,900	242,900	340,000	367,000	455,500
	33	221,400	245,500	342,100	368,700	456,500
	34	223,200	248,400	344,200	370,400	457,000
	35	224,900	251,000	346,300	372,100	457,500
	36	226,600	253,800	348,300	374,000	458,000
	37	228,100	256,400	350,400	375,900	458,500
	38	229,800	258,900	352,300	377,400	
	39	231,600	261,500	354,300	378,900	
	40	233,300	263,800	356,200	380,500	
	41	234,800	266,500	358,200	381,700	
	42	236,600	269,000	360,000	383,100	
	43	238,200	271,200	361,900	384,500	
	44	239,800	273,500	363,600	386,100	
	45	241,500	275,600	365,400	387,500	
	46	243,000	277,800	367,100	389,100	
	47	244,600	280,000	368,700	390,800	
	48	245,900	282,200	370,300	392,300	
	49	247,300	284,500	371,700	393,700	
	50	248,700	286,500	373,200	395,300	
	51	250,200	288,400	374,800	396,800	

	52	251,400	290,400	376,300	398,300
	53	252,500	292,300	377,900	399,500
	54	253,900	294,800	379,400	400,800
	55	255,200	297,200	380,900	401,900
	56	256,400	299,700	382,500	403,100
	57	257,600	301,700	384,000	404,500
	58	258,900	304,300	385,400	405,700
	59	259,900	306,700	386,900	407,000
	60	261,200	309,400	388,200	408,300
	61	262,500	311,900	389,100	409,400
	62	263,800	314,300	390,400	410,400
	63	265,000	316,800	391,500	411,900
	64	265,900	319,100	392,600	413,200
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	65	266,800	321,500	393,500	414,400
	66	268,200	323,700	394,800	415,600
	67	269,700	325,800	395,800	416,800
	68	271,200	328,000	396,900	417,900
	69	272,800	330,400	398,100	419,000
	70	274,400	332,600	399,200	420,200
	71	275,900	334,700	400,300	421,400
	72	277,200	336,800	401,500	422,600
	73	278,400	338,900	402,600	423,300
	74	279,600	341,000	403,700	424,100
	75	280,900	343,200	404,800	424,800
	76	282,200	345,500	405,900	425,300
	77	283,600	347,300	406,900	425,600
	78	284,700	349,300	407,800	426,000
	79	285,800	351,200	408,800	426,400
	80	287,100	353,100	409,800	426,800
81	288,300	354,900	410,600	427,100	
82	289,300	356,700	411,500	427,600	
83	290,500	358,400	412,200	428,000	
84	291,700	360,200	413,000	428,300	
85	292,700	361,600	413,700	428,600	
86	293,600	363,200	414,500	429,000	
87	294,600	364,700	415,300	429,400	
88	295,600	366,200	416,000	429,700	
89	296,700	367,600	416,600	430,000	
90	297,600	368,900	417,300	430,300	
91	298,500	370,400	417,800	430,600	
92	299,400	371,800	418,500	430,800	
93	299,900	373,300	418,900	431,000	
94	300,600	374,600	419,400		
95	301,400	375,900	419,700		
96	302,100	377,100	420,000		
97	302,900	378,200	420,300		
98	303,700	379,200	420,600		
99	304,500	380,100	420,900		
100	305,200	381,100	421,100		
101	306,100	382,100	421,300		
102	306,600	383,100	421,600		
103	307,100	384,100	421,900		
104	307,600	385,100	422,100		
105	307,800	386,000	422,300		
106	308,200	386,900	422,600		
107	308,400	387,800	422,900		
108	308,600	388,800	423,100		

	109	308,800	389,600	423,300		
	110	309,000	390,700	423,600		
	111	309,300	391,700	423,900		
	112	309,600	392,700	424,100		
	113	309,800	393,300	424,300		
	114	310,000	394,300	424,600		
	115	310,200	395,200	424,900		
	116	310,600	396,100	425,100		
	117	310,900	396,900	425,300		
	118	311,200	397,600			
	119	311,500	398,500			
	120	311,800	399,300			
	121	311,900	399,900			
	122	312,100	400,700			
	123	312,400	401,400			
	124	312,700	402,100			
	125	312,900	402,800			
	126		403,500			
	127		404,000			
	128		404,600			
	129		405,300			
	130		405,900			
	131		406,400			
	132		407,000			
	133		407,300			
	134		407,600			
	135		407,900			
	136		408,200			
	137		408,500			
	138		408,800			
	139		409,100			
	140		409,400			
	141		409,700			
	142		410,000			
	143		410,300			
	144		410,600			
	145		410,900			
	146		411,200			
	147		411,500			
	148		411,700			
	149		411,900			
	150		412,200			
	151		412,500			
	152		412,700			
	153		412,900			
	154		413,200			
	155		413,500			
	156		413,700			
	157		413,900			
再任用職員		229,600	276,500	304,100	330,900	413,500

備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	197,200	285,100	337,000	396,500
	2	147,500	199,800	287,600	339,200	399,500
	3	148,700	202,300	290,100	341,500	402,200
	4	149,800	204,700	292,400	343,500	405,100
	5	150,900	207,300	294,800	345,500	407,400
	6	152,300	209,600	297,000	347,600	410,100
	7	153,600	212,000	299,100	349,600	412,900
	8	154,900	214,200	301,100	351,700	415,600
	9	156,100	216,400	303,300	353,800	418,300
	10	157,800	218,800	305,900	355,800	421,000
	11	159,400	221,300	308,600	357,900	423,800
	12	161,100	223,700	311,300	359,900	426,600
	13	162,600	225,700	313,600	362,100	429,300
	14	164,600	228,200	316,300	364,000	432,100
	15	166,500	230,600	318,900	365,900	434,900
	16	168,500	233,000	321,800	367,800	437,600
	17	170,300	235,300	324,300	369,700	440,200
	18	172,600	238,200	326,500	371,600	442,800
	19	174,800	241,100	328,800	373,600	445,400
	20	177,000	244,200	330,900	375,600	448,000
	21	179,200	246,600	333,300	377,200	450,600
	22	181,700	249,400	335,300	379,300	453,300
	23	184,000	251,900	337,300	381,100	455,900
	24	186,400	254,700	339,300	383,100	458,400
	25	188,600	257,400	341,500	384,600	460,700
	26	190,900	259,800	343,400	386,400	463,000
	27	193,000	262,000	345,100	388,300	465,600
	28	195,200	264,400	347,000	390,300	468,100
	29	197,300	267,100	349,000	392,100	470,700
	30	199,000	269,400	350,700	394,100	473,300
	31	200,800	271,200	352,300	396,000	475,800
	32	202,600	273,400	354,100	397,900	478,400
	33	204,300	275,300	355,400	399,600	480,700
	34	206,300	277,400	356,800	401,400	483,200
	35	208,200	279,400	358,400	403,100	485,600
	36	210,100	281,500	359,900	404,900	488,200
	37	211,800	283,300	361,200	406,100	490,700

	38	213,700	284,700	362,600	407,700	493,200
	39	215,700	286,100	364,000	409,100	495,700
	40	217,500	287,600	365,500	410,500	498,200
	41	219,500	289,000	366,200	412,000	500,600
	42	221,400	290,100	367,300	413,300	502,900
	43	223,400	291,100	368,600	414,900	505,100
	44	225,200	291,900	369,700	416,400	507,400
	45	227,000	292,700	370,900	417,800	509,100
	46	228,900	293,900	372,100	419,100	510,600
	47	230,800	295,100	373,500	420,700	512,200
	48	232,600	296,400	374,600	422,300	513,800
再	49	234,200	297,700	375,700	423,700	515,500
任	50	236,000	299,000	377,000	425,100	517,000
用	51	237,800	300,100	378,300	426,600	518,400
職	52	239,500	301,300	379,600	428,100	519,900
員	53	241,100	302,500	380,300	429,500	521,100
	54	242,900	303,800	381,300	430,900	522,300
	55	244,600	305,000	382,300	432,400	523,500
	56	246,200	306,100	383,300	433,800	524,700
以	57	247,600	307,200	384,100	434,900	525,700
	58	248,800	308,400	384,900	436,200	526,700
	59	249,900	309,500	385,600	437,600	527,700
	60	251,000	310,700	386,400	438,900	528,700
外	61	252,000	311,600	387,000	439,800	529,800
の	62	253,100	312,700	387,700	440,700	530,700
	63	254,100	313,800	388,600	441,700	531,400
	64	255,200	314,900	389,500	442,600	532,200
職	65	256,400	316,000	390,200	443,500	533,000
	66	257,400	317,100	391,000	444,400	533,800
	67	258,700	318,100	391,800	445,000	534,600
	68	259,400	319,200	392,600	445,800	535,400
員	69	260,300	320,300	393,200	446,200	536,200
	70	261,800	321,300	393,900	446,800	537,000
等	71	263,300	322,400	394,700	447,300	537,800
	72	264,700	323,600	395,400	447,800	538,600
	73	266,200	324,200	396,000	448,400	539,300
	74	267,600	325,200	396,600		
	75	268,900	326,300	397,200		
	76	270,200	327,500	397,900		
	77	271,300	328,600	398,700		
	78	272,400	329,600	399,300		
	79	273,700	330,500	399,900		
	80	274,900	331,400	400,500		
	81	276,300	332,600	401,100		

82	277,600	333,400	401,700		
83	278,900	334,000	402,400		
84	280,100	334,800	403,000		
85	281,200	335,300	403,500		
86	282,400	335,900	404,000		
87	283,700	336,400	404,500		
88	284,900	336,900	405,200		
89	285,900	337,200	405,600		
90	287,200	337,700			
91	288,300	338,200			
92	289,500	338,700			
93	290,500	339,000			
94	291,500	339,400			
95	292,500	340,000			
96	293,500	340,500			
97	294,000	341,000			
98	295,000	341,500			
99	295,700	342,000			
100	296,600	342,500			
101	297,500	343,000			
102	298,300	343,500			
103	299,000	344,100			
104	299,700	344,600			
105	300,400	345,100			
106	300,900	345,500			
107	301,300	346,000			
108	301,800	346,400			
109	302,000	346,900			
110	302,400	347,300			
111	302,700	347,800			
112	303,000	348,300			
113	303,300	348,800			
114	303,600	349,200			
115	303,900	349,700			
116	304,200	350,100			
117	304,500	350,600			
118	304,900	351,000			
119	305,200	351,400			
120	305,600	351,800			
121	305,900	352,200			
再任用職員	221,700	263,900	289,200	332,500	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
再任	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
用職	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
員	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
以外	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
の職	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
員	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
等	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,200	190,000	225,700	252,300	284,900	333,100	378,700
	2	152,700	191,600	227,400	253,700	287,000	335,100	381,500
	3	154,100	193,200	229,000	254,900	289,200	337,300	384,100
	4	155,500	194,900	230,600	256,300	291,400	339,500	386,900
	5	156,800	196,400	232,000	257,400	293,500	341,600	389,300
	6	158,600	198,000	233,600	258,700	295,600	343,800	392,100
	7	160,400	199,600	235,100	259,900	297,800	345,900	394,800
	8	162,100	201,100	236,700	261,100	300,000	348,100	397,500
	9	163,800	202,700	238,000	262,300	302,000	350,200	399,700
	10	165,500	204,400	239,500	263,300	304,300	352,300	402,000
	11	167,200	206,100	240,900	264,400	306,300	354,500	404,300
	12	169,100	207,700	242,300	265,400	308,500	356,700	406,600
	13	170,600	209,300	244,100	266,700	310,700	358,400	408,700
	14	172,600	210,900	245,500	268,300	312,700	360,400	410,800
	15	174,600	212,400	246,600	269,900	314,800	362,300	412,800
	16	176,500	214,100	248,000	271,300	316,800	364,300	415,000
	17	178,500	215,600	249,100	272,800	319,000	366,300	416,800
	18	180,400	217,300	250,400	274,700	321,100	368,300	418,800
	19	182,300	219,100	251,600	276,500	323,100	370,400	420,800
	20	184,200	220,800	252,900	278,500	325,200	372,400	422,900
	21	186,200	222,000	254,100	280,100	327,100	374,300	424,700
	22	187,700	223,600	255,200	281,900	329,200	376,300	426,300
	23	189,300	225,000	256,200	283,800	331,000	378,500	428,000
	24	190,800	226,600	257,300	285,500	333,100	380,600	429,500
	25	192,400	227,900	258,600	287,400	335,100	382,000	431,000
	26	193,800	229,300	260,000	289,300	337,100	383,800	432,400
	27	195,300	230,600	261,400	291,200	339,100	385,700	433,700
	28	196,700	231,900	262,800	293,000	341,200	387,400	435,000
	29	198,200	233,400	264,300	295,000	342,700	389,200	436,400
	30	199,500	234,800	266,000	296,800	344,500	390,800	437,600
	31	200,700	236,300	267,800	298,700	346,200	392,400	438,800
	32	202,100	237,700	269,500	300,500	348,000	394,200	439,900
	33	203,500	239,000	270,900	302,300	349,900	395,500	441,100
	34	204,900	240,300	272,700	304,100	351,700	396,800	442,300
	35	206,300	241,400	274,400	305,800	353,700	398,200	443,500
	36	207,700	242,700	276,100	307,600	355,500	399,400	444,800

	37	208,800	244,000	277,600	309,100	357,400	400,500	446,100
	38	210,200	245,300	279,400	310,900	359,100	401,700	446,900
	39	211,500	246,500	281,000	312,500	360,800	402,900	447,300
	40	212,800	247,800	282,800	314,100	362,500	404,000	448,000
	41	214,000	249,100	284,500	316,000	363,700	404,800	448,600
	42	215,200	250,400	286,000	317,700	364,800	405,600	449,000
	43	216,400	251,600	287,800	319,400	366,100	406,400	449,400
	44	217,600	252,500	289,400	321,100	367,300	407,200	449,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	218,900	253,800	291,000	322,200	368,500	407,600	450,200
	46	219,900	255,200	292,700	323,700	369,400	408,200	450,600
	47	220,900	256,700	294,400	325,200	370,600	408,700	451,000
	48	222,000	258,200	295,900	326,800	371,700	409,100	451,300
	49	223,100	259,700	297,300	328,300	372,700	409,500	451,600
	50	224,100	261,100	299,000	329,600	373,800	409,800	452,000
	51	225,000	262,500	300,400	330,800	374,800	410,100	452,400
	52	225,900	263,900	302,000	332,200	375,800	410,400	452,700
	53	226,500	265,000	303,500	333,300	376,600	410,800	453,000
	54	227,500	266,400	305,000	334,300	377,500	411,100	
	55	228,200	267,700	306,500	335,400	378,400	411,400	
	56	229,200	269,100	308,000	336,500	379,300	411,700	
	57	229,900	270,200	309,300	337,000	379,800	412,000	
	58	230,800	271,400	310,500	337,900	380,600	412,300	
	59	231,500	272,700	311,800	338,700	381,400	412,600	
	60	232,400	274,000	313,200	339,600	382,200	413,000	
61	233,200	275,000	314,500	340,500	382,600	413,200		
62	234,000	276,200	315,700	340,800	383,300	413,500		
63	235,000	277,400	317,000	341,400	384,000	413,800		
64	236,000	278,700	318,200	342,100	384,700	414,100		
65	236,700	279,700	319,700	342,700	385,100	414,300		
66	237,500	280,800	320,500	343,400	385,800			
67	238,300	281,900	321,300	344,200	386,500			
68	239,100	283,000	322,100	344,900	387,100			
69	239,700	284,100	322,700	345,600	387,500			
70	240,400	285,100	323,500	346,100	388,000			
71	241,100	286,300	324,200	346,700	388,500			
72	241,800	287,400	324,800	347,300	389,000			
73	242,500	288,300	325,500	347,600	389,600			
74	243,300	289,000	325,700	348,300	390,200			
75	244,000	289,400	326,300	348,800	390,800			
76	244,800	290,300	326,900	349,400	391,400			

77	245,400	291,100	327,600	349,900	391,900		
78	246,000	291,700	328,100	350,400	392,400		
79	246,600	292,300	328,600	350,900	392,900		
80	247,100	292,900	329,100	351,300	393,400		
81	247,400	293,600	329,700	351,600	393,700		
82	247,800	294,200	330,200	351,900	394,300		
83	248,100	294,600	330,600	352,300	394,700		
84	248,500	295,000	331,100	352,600	395,100		
85	248,900	295,200	331,700	353,100	395,500		
86		295,400	332,100	353,400			
87		295,600	332,300	353,700			
88		295,800	332,700	354,000			
89		296,200	333,100	354,400			
90		296,400	333,500	354,700			
91		296,600	333,900	355,100			
92		296,800	334,300	355,400			
93		297,200	334,600	355,800			
94		297,400	334,800	356,100			
95		297,600	335,200	356,500			
96		297,900	335,500	356,800			
97		298,300	335,700	357,100			
98		298,600	336,000	357,500			
99		298,800	336,300	357,900			
100		299,100	336,600	358,300			
101		299,400	336,800	358,800			
102		299,600	337,100	359,200			
103		299,800	337,500	359,600			
104		300,100	337,700	360,000			
105		300,400	337,800	360,500			
106			338,100				
107			338,500				
108			338,800				
109			339,000				
110			339,400				
111			339,800				
112			340,200				
113			340,400				
再任用職員	192,300	219,500	248,300	262,000	287,800	329,300	372,400

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,500	193,400	242,500	265,500	290,900	336,200
	2	166,900	195,600	244,400	266,500	292,900	338,400
	3	168,400	197,700	246,200	267,500	294,700	340,600
	4	169,800	199,800	247,900	268,500	296,700	342,800
	5	171,200	201,900	249,300	269,300	298,500	345,000
	6	172,700	204,300	250,700	270,300	300,400	347,100
	7	174,300	206,600	251,700	271,100	302,300	349,400
	8	175,800	209,000	253,000	272,200	304,100	351,500
	9	177,100	211,500	254,200	273,300	305,900	353,200
	10	178,900	212,900	255,300	274,000	307,900	355,200
	11	180,500	214,300	256,100	275,100	309,700	357,200
	12	182,200	215,700	257,100	276,400	311,700	359,200
	13	183,700	217,000	258,300	277,700	313,300	361,300
	14	185,700	218,400	259,400	279,100	315,000	363,400
	15	187,800	220,000	260,300	280,400	316,800	365,600
	16	189,800	221,300	261,200	281,800	318,600	367,600
	17	192,100	222,600	262,100	283,000	320,500	369,700
	18	194,300	224,200	263,000	284,500	322,100	371,700
	19	196,400	225,700	264,000	285,600	323,900	373,900
	20	198,600	227,200	264,900	287,200	325,600	376,000
	21	200,700	228,600	265,800	288,800	327,100	377,700
	22	203,000	230,300	266,700	290,400	328,700	379,800
	23	205,200	232,000	267,700	291,900	330,300	382,000
	24	207,500	233,700	268,700	293,300	331,800	384,000
	25	209,500	235,100	269,900	294,500	333,500	386,100
	26	210,900	236,800	271,400	296,400	334,900	387,700
	27	212,100	238,500	272,600	298,200	336,500	389,600
	28	213,400	240,200	273,900	300,000	338,100	391,600
	29	214,600	241,800	275,000	301,600	339,400	393,400
	30	215,800	243,200	276,600	303,300	341,000	395,200
	31	217,100	244,400	278,100	304,800	342,400	397,100
	32	218,300	245,600	279,600	306,500	343,900	399,000
	33	219,600	247,000	281,200	308,100	345,600	400,700
	34	220,900	248,100	282,800	309,600	347,100	402,500
	35	222,200	248,900	284,100	311,300	348,800	404,300
	36	223,500	250,100	285,400	312,900	350,300	406,000
	37	224,900	251,100	287,000	314,400	352,000	407,700
	38	226,300	252,300	288,400	315,800	353,700	409,400
	39	227,600	253,100	289,900	317,400	355,200	411,300
	40	229,000	254,100	291,400	319,000	356,900	413,100
	41	230,000	255,000	293,000	320,600	358,100	414,600
	42	231,500	255,800	294,400	322,000	359,600	416,200
	43	232,900	256,700	295,900	323,500	361,200	417,700
	44	234,200	257,600	297,500	325,000	362,600	419,100
	45	235,500	258,500	299,000	326,000	364,100	420,200
	46	236,900	259,500	300,400	327,400	365,200	421,300
	47	238,100	260,400	301,900	328,900	366,700	422,400
	48	239,400	261,400	303,500	330,400	368,000	423,700
	49	240,500	262,400	304,800	331,500	369,500	425,000
	50	241,600	263,700	306,100	333,000	370,900	426,100
	51	242,600	264,800	307,500	334,300	372,200	427,300
	52	243,700	266,000	308,900	335,600	373,600	428,400
	53	244,800	267,200	310,400	337,100	375,100	429,600

	54	245,900	268,700	311,800	338,500	376,300	430,600
	55	246,900	270,100	313,200	339,900	377,500	431,700
	56	247,800	271,600	314,600	341,300	378,700	432,800
	57	248,800	273,200	315,700	342,200	379,800	433,900
	58	249,800	274,900	316,900	343,500	380,700	434,400
	59	250,600	276,300	318,100	344,800	381,800	435,000
	60	251,500	277,800	319,600	346,100	382,800	435,400
	61	252,500	279,200	320,700	347,100	383,400	436,100
	62	253,400	280,700	321,900	348,000	384,200	436,600
	63	254,300	282,300	323,300	349,300	385,000	437,000
	64	255,300	283,700	324,500	350,600	385,900	437,500
	65	256,200	285,300	325,800	351,700	386,500	438,100
	66	257,200	286,700	327,100	353,000	387,200	438,500
	67	258,400	288,100	328,500	354,200	388,000	438,800
	68	259,300	289,600	329,800	355,300	388,700	439,100
再	69	260,000	290,900	330,500	356,300	389,300	439,500
	70	261,100	292,400	331,700	357,400	390,000	
任	71	262,300	293,900	332,800	358,500	390,700	
	72	263,500	295,400	333,700	359,600	391,300	
	73	264,900	296,600	334,900	360,400	392,000	
用	74	266,300	298,000	335,600	361,600	392,500	
	75	267,500	299,400	336,800	362,700	393,100	
	76	268,700	300,700	338,000	363,800	393,600	
職	77	269,700	302,200	339,100	364,500	394,000	
	78	270,800	303,600	340,400	365,300	394,600	
	79	272,100	304,800	341,500	366,100	395,100	
	80	273,400	306,100	342,700	366,800	395,400	
員	81	274,600	306,900	343,800	367,300	395,700	
	82	275,500	308,100	345,000	367,800	396,200	
	83	276,500	309,200	346,000	368,400	396,600	
以	84	277,600	310,400	347,100	369,000	396,900	
	85	278,600	311,600	348,000	369,600	397,200	
	86	279,500	312,700	349,100	370,100	397,700	
外	87	280,600	313,900	350,000	370,700	398,300	
	88	281,700	315,100	351,000	371,200	398,700	
	89	282,700	316,400	352,000	371,600	399,000	
の	90	283,600	317,600	352,800	372,000	399,400	
	91	284,500	318,800	353,600	372,600	399,900	
	92	285,500	320,100	354,400	373,200	400,300	
職	93	286,600	320,900	354,900	373,500	400,700	
	94	287,600	321,600	355,500	374,000		
	95	288,500	322,300	356,200	374,400		
員	96	289,500	322,900	356,900	374,800		
	97	290,400	323,600	357,300	375,400		
	98	291,200	323,900	357,700	375,900		
等	99	291,900	324,500	358,200	376,400		
	100	292,800	325,200	358,600	376,900		
	101	293,600	325,600	359,100	377,500		
	102	294,400	326,200	359,500	378,000		
	103	295,200	326,800	360,000	378,500		
	104	296,000	327,500	360,400	378,900		
	105	296,700	327,900	360,800	379,500		
	106	297,200	328,400	361,300	380,000		
	107	297,700	328,900	361,700	380,500		
	108	298,300	329,400	362,100	381,000		
	109	298,500	329,800	362,600	381,600		
	110	298,800	330,200	363,100	382,100		
	111	299,000	330,500	363,600	382,600		
	112	299,400	330,800	364,100	383,100		
	113	299,600	331,200	364,600	383,700		
	114	299,800	331,700	365,100			

115	300,200	332,100	365,600				
116	300,500	332,400	366,000				
117	300,800	332,500	366,400				
118	301,100	332,800	366,800				
119	301,400	333,200	367,300				
120	301,800	333,400	367,800				
121	302,100	333,600	368,200				
122	302,500	333,900	368,700				
123	302,800	334,200	369,200				
124	303,200	334,500	369,700				
125	303,400	334,700	370,100				
126	303,600	335,000					
127	303,900	335,400					
128	304,300	335,600					
129	304,500	335,700					
130	304,800	336,000					
131	305,200	336,400					
132	305,600	336,700					
133	305,700	337,000					
134	306,000	337,400					
135	306,500	337,800					
136	306,800	338,200					
137	307,000	338,500					
138	307,300	338,900					
139	307,700	339,300					
140	308,000	339,700					
141	308,200	340,000					
142	308,600	340,400					
143	309,000	340,700					
144	309,300	341,100					
145	309,400	341,400					
146	309,700	341,800					
147	310,000	342,200					
148	310,400	342,600					
149	310,700	342,900					
150	310,900	343,300					
151	311,200	343,700					
152	311,500	344,100					
153	311,900	344,400					
154	312,100						
155	312,300						
156	312,600						
157	312,900						
158	313,200						
159	313,500						
160	313,800						
161	314,200						
162	314,500						
163	314,800						
164	315,100						
165	315,500						
166	315,800						
167	316,100						
168	316,400						
169	316,800						
再任用職員	239,700	260,500	267,800	278,300	294,900	332,800	

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額」を「100分の127.5」に、「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の115」を「100分の107.5」に、「額」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の87.5」を「100分の90」に、「100分の107.5）、12月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）」を「100分の55」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「	380,000	」	を	「	381,000	」	に改め、同条第4項中「の定め
	429,000	」			430,000	」	

る」を「で定める」に改める。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の160」と、「」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の160」と、「100分の135」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「	402,000	」	を	「	404,000	」	に改め、同条第2項の表を次の
	464,000	」			465,000	」	

ように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	373,000
3	401,000

第5条第5項中「の定める」を「で定める」に改める。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の160」と、「」に、「100分の160」を「100分の165」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の160」と、「100分の135」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第5項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第4項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第5項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例（附則第4項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（給与条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第64号

山形県行政機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県行政機関の設置等に関する条例（昭和44年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「山形市、」を削る。

第5条第2項の表中

山形県内陸食肉衛生 検査所	山 形 市	を
------------------	-------	---

山形県置賜食肉衛生 検査所	米 沢 市	に改め、同表中「山形市、」を削る。
------------------	-------	-------------------

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後における第5条第1項に規定する事務のうち、山形市の区域内に所在すると畜場又は食鳥処理場の設置者その他の関係者の事務所、倉庫その他の施設が改正後の同条

第2項の表管轄区域の欄に掲げる区域内に所在する場合における当該施設に係る立入検査に関する事務については、当該施設が所在する区域を管轄する食肉衛生検査所において処理する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第65号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成30年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成30年12月県条例第65号）の施行の日の翌日から3月間における知事及び副知事の給料の額は、第1条及び山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例附則別表第2の規定にかかわらず、同条の規定により算定した知事及び副知事の給料の額から同表に掲げる知事及び副知事の給料月額に100分の10をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いきいき雪国やまがた基本条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第66号

いきいき雪国やまがた基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 雪に関する基本的施策

第1節 雪に強い県づくり（第10条－第20条）

第2節 豪雪災害対策（第21条・第22条）

第3節 地域における除排雪の推進（第23条－第27条）

第4節 雪を活用した地域活性化（第28条－第33条）

第3章 推進体制等（第34条・第35条）

附則

私たちが住む山形県は、秀麗な山々や日本海がその周囲を巡り、四季折々の豊かな自然に抱かれている一方、冬の季節には、日本海から寒風が山々に吹き付けて、雪を降らせ、全国でも有数の豪雪地帯となっている。冬の間、私たちは、除排雪や屋根の雪下ろしを繰り返しながら、生活を営み、様々な経済活動を続けてきた。本県の先人は、この雪国の暮らしや経済活動の厳しさの克服に向け、雪害救済運動を立ち上げ、全国的に展開し、自助、共助及び公助により、雪国やまがたにおける生活や経済の基礎的条件の改善に努めてきた。

雪は、蔵王山に世界に誇る広大な樹氷原を創り出し、河畔や山麓に美しい雪景色を形づくり、春の訪れとともに豊かな水資源となり大地を潤し、豊富で質の高い米や果樹など多くの恵みをもたらしている。また、私たちは、米や野菜を保存する雪室や、スキーをはじめ冬のスポーツ、遊びなど、暮らしの中で雪を活かし、工夫してきた。これらの雪の多様な恵みは、雪国ならではの優れた文化を育み、人々の交流を促し、本県が誇る農業やものづくり、生活を支えてきた。

近年、地球規模の気候変動等による短期集中的な降雪とこれに伴う被害の甚大化、高齢化に伴う人口減少などによる地域における除排雪活動の変容など、従来の枠組みを超える課題が顕著になっ

ている。一方で、雪国の特性を活かした国内外との交流の拡大や、雪国での快適な暮らしを実現するための新しい技術の開発、普及などの取組を、一層推進していく必要がある。

私たちは、全ての県民が安全に安心してこの地に住み続け、雪を優れた資源として利活用して、国内外からの多くの人々との交流、新しい価値が生み出されるいきいき雪国やまがたの実現に向けて、県、市町村、事業者及び県民が一体となって取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、雪害の防止、雪の利活用その他の雪対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、雪に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全な県民生活の実現、地域経済の活性化及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 雪に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県民の生命、身体及び財産を降積雪による災害から保護すること。
- (2) 除排雪は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより総合的に推進されるよう考慮すること。
- (3) 県民が、雪によって培われてきた本県の特色ある文化を尊重し、雪に親しむ意識の醸成が図られるよう考慮すること。
- (4) 雪が魅力ある資源であるという認識の下に雪の利活用による産業の振興及び地域の活性化を推進すること。
- (5) 技術イノベーション（技術の革新をいう。以下同じ。）による冬期間の快適な生活が実現されるよう考慮すること。
- (6) 県、市町村、事業者及び県民が、それぞれの特性及び有する資源に応じて適切に役割を分担し、かつ、連携及び協力が図られること。

（県の責務）

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、雪に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村、事業者、県民その他関係機関による雪に関する取組の促進を図るため、市町村、事業者、県民その他関係機関と連携し、及び必要な支援を行うものとする。

（市町村の役割）

第4条 市町村は、基本理念にのっとり、県、事業者、県民その他関係機関と連携し、地域の自然的社会的条件に応じた雪に関する施策を推進するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動及び地域における雪害の軽減及び雪の利活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、降積雪期の安全の確保及び雪による地域の活性化についての理解と関心を深めるとともに、地域における除排雪及び雪の利活用に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

（国等への協力要請）

第7条 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他関係機関に対し、必要な措置を要請し、又は協力を求めるものとする。

（地域の特性に応じた配慮）

第8条 県は、雪に関する施策を推進するに当たっては、地域の自然的社会的条件をしん酌するとともに、降積雪が特に多い地域について、県民生活等に支障が生じないよう適切な配慮をするものとする。

（基本計画等）

第9条 知事は、雪対策に関し、基本計画及び行動計画（以下「基本計画等」という。）を定めるものとする。

2 前項に規定する基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 雪害の防止、雪の利活用その他の雪に関する施策の基本的方向

(2) その他雪に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第1項に規定する行動計画は、同項に規定する基本計画に基づき実施する具体的な施策について定めるものとする。

4 知事は、基本計画等を策定し、又は変更しようとするときは、市町村及び県民の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画等を策定し、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

第2章 雪に関する基本的施策

第1節 雪に強い県づくり

（雪に強い都市及び農山漁村の形成）

第10条 県は、雪害のない雪に強い都市及び農山漁村を形成するため、都市計画に係る事業、生活環境を整備する事業、産業基盤を整備する事業等の推進に当たっては、雪対策について必要な配慮をするものとする。

（雪に強い道路網の整備）

第11条 県は、県が設置し、又は管理する道路における降積雪期の安全かつ円滑な交通を確保するため、道路網の整備、堆雪幅の確保、流雪溝、融雪施設等の設置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、国、市町村その他関係機関に対し、これらの者が設置し、又は管理する道路が降積雪期においても安全かつ円滑に通行できるよう、必要な措置を要請するものとする。

（雪に強い居住環境の形成等）

第12条 県は、市町村、事業者、県民その他関係機関と連携し、克雪住宅（耐雪の構造等の措置が講じられた住宅をいう。）の普及又は除排雪に配慮した住宅に係る街区の形成が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、積雪による空家（建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（除排雪のための水の利用の環境整備）

第13条 県は、除排雪のための水の利用の円滑化を図るため、河川の流水、地下水等の利用に関して必要な指導、助言、連絡調整その他の必要な施策を講ずるものとする。

（降積雪期の生活環境の確保）

第14条 県は、降積雪期における県民の生活環境を確保するため、地域の社会福祉、保健衛生及び医療の充実、強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、県は、施策の策定及び実施に当たっては、高齢者、障がい者等の社会的経済的活動が円滑に行われるよう特に配慮するものとする。

（降積雪期の安全な公共施設の整備）

第15条 県は、県が設置し、又は管理する施設が、降積雪により県民の利用に支障が生じないように、その耐雪の構造、配置等について必要な配慮をするとともに、適切な除排雪を実施するものとする。

（降積雪期の児童生徒の安全の確保）

第16条 県は、降積雪期における児童及び生徒の安全を確保するため、雪による危険の防止に係る教育の推進、教育施設の整備、円滑な通学の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（降積雪期の公共交通の確保）

第17条 県民の生活における公共交通の重要性に鑑み、鉄道、自動車運送、航空運送又は海上運送の事業を経営する者（以下「公共交通事業者」という。）は、降積雪期において、適切な運行管理の実施、運行情報の提供等により、円滑な運行の確保及び県民の利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、降積雪期における県民の公共交通機関の円滑な利用を確保するため、公共交通の運行に資する道路の除排雪の実施、公共交通事業者との連携その他の必要な施策を講ずるものとする。
（電力及び通信に対する降積雪による障害の防止）

第18条 県民の生活における電力の重要性に鑑み、電気事業を経営する者は、降積雪時における電力の安定的な供給の確保に努めるものとする。

2 県民の生活における通信の重要性に鑑み、電気通信事業を経営する者は、降積雪時における通信の障害を防止するため、通信設備の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

3 県は、降積雪期における電力の安定的な供給を確保し、及び通信の障害を防止するため、電気事業及び電気通信事業を経営する者との連携その他の必要な施策を講ずるものとする。
（気象、交通、災害等の情報提供）

第19条 県は、国、市町村その他関係機関と連携して、降積雪に係る気象の状況、降雪の予測、交通の規制及び災害の状況に関する情報その他の降積雪期における県民生活及び事業活動に必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

（降積雪期における事業者の対応）

第20条 事業者は、事業活動に対する降積雪による被害を軽減するための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域の除排雪の活動及び降積雪時の円滑な道路交通に配慮した就業形態の設定等に努めるものとする。

第2節 豪雪災害対策

（豪雪による災害の予防及び対応）

第21条 県は、県民の生命、身体及び財産を豪雪による災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により作成された山形県地域防災計画に基づき、国、市町村その他関係機関と連携して、災害予防、災害応急対応及び災害復旧に関する必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、豪雪による災害に対応するため必要があると認めるときは、危険を回避するために必要な情報の速やかな提供、道路交通の規制、集中的な除排雪の実施、自動車の使用の自粛及び生活必需物資の出荷の要請その他の必要な措置を講ずるものとする。

（防災施設の整備）

第22条 県は、雪崩、地吹雪その他の雪による災害を防止するため、雪崩防止施設、防雪柵、防災林等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3節 地域における除排雪の推進

（道路の効果的で効率的な除排雪の実施）

第23条 県は、道路の効果的で効率的な除排雪を実施するため、県が管理する道路について、除排雪に係る事業計画の策定及び公表、国、市町村その他関係機関と連携し、及び協働した除排雪の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 自動車の運転者は、道路に自動車を駐車し、又は停車する場合には、道路の除排雪に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

（県民と連携した地域の実情に応じた除排雪の推進）

第24条 県民は、自らの住居及びその周辺における除排雪の実施に努めるとともに、地域において連携して除排雪が行われる場合には、これに積極的に協力するよう努めるものとする。

2 県は、地域の実情に応じた効果的な除排雪を推進するため、市町村と連携して、地域における継続的かつ安定的な除排雪に関する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（要援護者世帯の除排雪に対する援護）

第25条 県は、市町村、県民その他関係機関と連携して、高齢者、障がい者等の世帯で除排雪を行

うことが困難なものに対する適切な援護がなされるよう、除排雪のための支援の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域の除排雪活動の担い手の育成及び確保）

第26条 県は、県民の除排雪の推進に対する理解が深まり、除排雪に関する活動への参加が促進されるよう、市町村その他関係機関と連携して、除排雪に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域における除排雪を促進するため、市町村その他関係機関と連携して、地域における除排雪の中核となる人材の育成、地域の内外からの除排雪の担い手の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全な除排雪作業の推進）

第27条 県は、除排雪の作業における事故を防止するため、市町村その他関係機関と連携して、安全な除排雪の作業に関する多様な手段を活用した広報活動、集中的かつ効果的な啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4節 雪を活用した地域活性化

（農林水産業及び商工業の振興）

第28条 県は、降積雪地に適した農林水産業及び商工業の振興を図るため、事業活動への雪害の防止、生産条件の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、農林水産業及び商工業の振興を図るため、雪を活用した農産物、製品及びサービスの付加価値の創出及び向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雪を活用した観光の振興）

第29条 県は、雪を活用した観光を振興するため、雪に関する景観、自然環境、文化、体験活動その他の観光資源の魅力の創出及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の雪に関する活動機会の拡大）

第30条 県は、雪に親しみ、雪の利活用を推進する県民の意識の高揚を図るため、雪に関する文化、行事、スポーツ等に係る情報の提供、普及啓発、人材の育成その他の県民の雪に関する活動の機会を拡大するために必要な施策を講ずるものとする。

（雪に関する教育の推進）

第31条 県は、県民が雪の魅力及び雪による地域の活性化について理解と関心を深め、雪に関する活動への参加が促進されるよう、教育機関と連携して、雪に関する文化について学習する機会の提供、雪を利用した自然体験活動、スポーツ等の推進その他の雪に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（情報発信及び交流）

第32条 県は、雪を活用した地域の活性化のための施策を効果的に推進するため、本県の雪の魅力に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するものとする。

2 県は、雪を活用した地域の活性化のための施策を効果的に推進するため、国内外の積雪寒冷地域等との交流を進め、相互に連携を図るよう努めるものとする。

（冬期間の快適な生活等のための技術イノベーション）

第33条 県は、冬期間における快適な生活の実現及び産業の振興が推進されるよう、大学、事業者その他関係機関と連携して、除排雪の省力化等に資する技術の研究開発、雪の冷熱等の再生可能エネルギーの利用の促進その他の技術イノベーションに必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進体制等

（推進体制）

第34条 県は、国、市町村、事業者、県民その他関係機関と連携して、雪に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第35条 県は、雪に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第67号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第3項事務の欄中「及び次項」を「から第6項まで」に、「第6条の4第1項の規定による里親の認定」を「第6条の4第1号の規定による養育里親名簿への登録及び同条第2号の規定による養子縁組里親名簿への登録」に改め、同表中第42項を第49項とし、第41項を第48項とし、第40項を第47項とし、同表第39項事務の欄中第4号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 条例第35条第2項の規定による報告の要求並びに立入検査及び収去

第2条第1項の表第39項事務の欄第3号中「前号」を「第4号」に改め、同号を同欄第6号とし、同号の次に次の9号を加える。

(7) 条例第16条の規定による措置

(8) 条例第20条第1項及び第2項の規定による命令

(9) 条例第25条第2項及び第26条第3項の規定による報告の受理

(10) 条例第27条第1項及び第2項の規定による勧告

(11) 条例第27条第3項の規定による指導及び助言

(12) 条例第28条第1項及び第2項の規定による命令

(13) 条例第30条第1項の規定による勧告

(14) 条例第30条第2項の規定による命令

(15) 条例第35条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（特定施設（騒音又は振動に係るものを除く。）を設置する者及び特定保管物を屋外で保管している者に係るものに限る。）

第2条第1項の表第39項事務の欄中第2号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第10条第2項の規定による期間の短縮

第2条第1項の表第39項事務の欄中第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第9条第1項及び第13条第1項の規定による命令

第2条第1項の表第39項事務の欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 条例第7条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第3項及び第15条の規定による届出の受理（条例第12条第3項の規定による届出にあつては、条例第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による届出をした者に係るものに限る。）

第2条第1項の表第39項市町村の欄を次のように改める。

各市町村（第1号、第3号、第5号、第7号から第15号まで及び第17号に掲げる事務にあつては、山形市に限る。）

第2条第1項の表中第39項を第46項とし、第38項を第44項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>45 山形県魚介類行商取締条例（昭和30年10月県条例第43号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第4条第1項の規定による魚介類行商の登録 (2) 条例第4条第2項の規定による条件の付加 (3) 条例第4条第3項の規定による登録の更新 (4) 条例第5条第1項の規定による登録票の交付 (5) 条例第5条第2項の規定による登録票の再交付 (6) 条例第5条第3項の規定による登録票の書換 (7) 条例第8条の規定による廃業の届出の受理 (8) 条例第9条の規定により返納される登録票の受理 (9) 条例第11条第2項の規定による健康診断の受診命令 (10) 条例第12条の規定による処置命令、登録の取消し又は営業停止命令 	<p>山形市</p>
---	------------

第2条第1項の表中第37項を第43項とし、同表第36項市町村の欄を次のように改める。

山形市以外の市及び各町村

第2条第1項の表中第36項を第41項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>42 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第24条第1項の規定による報告等の命令及び質問（山形市の指定又は許可に係る居宅サービス等に係るものに限る。） (2) 法第24条第2項の規定による報告の命令及び質問（山形市の指定又は許可に係る居宅サービス等に係るものに限る。） (3) 法第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（同項第1号に掲げる介護サービス事業者（当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が山形市の区域に所在するものに限る。）及び同項第2号に掲げる介護サービス事業者（当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が山形市以外の県の区域に所在するものを除く。）に係るものに限る。） (4) 法第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理（前号に規定する届出をした者に係るものに限る。） (5) 法第115条の32第4項の規定による区分の変更があった旨の届出の受理（第3号に規定する届出をした者に係るものに限る。） (6) 法第115条の33第1項の規定による報告等の命令及び出頭の要求並びに質問及び立入検査（第3号に規定する届出をした者 	<p>山形市</p>
---	------------

<p>に係るものに限る。)</p> <p>(7) 法第115条の33第4項の規定による通知</p> <p>(8) 法第115条の34第1項の規定による勧告（第3号に規定する届出をした者に係るものに限る。)</p> <p>(9) 法第115条の34第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表（前号に規定する勧告に係るものに限る。)</p> <p>(10) 法第115条の34第3項の規定による措置命令（第8号に規定する勧告に係るものに限る。)</p> <p>(11) 法第115条の34第4項の規定による命令をした旨の公示（前号に規定する命令に係るものに限る。)</p> <p>(12) 法第115条の34第5項の規定による通知（第10号に規定する命令に係るものに限る。)</p>	
--	--

第2条第1項の表中第35項を第40項とし、同表第34項事務の欄中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同項市町村の欄を次のように改める。

山形市以外の市及び各町村

第2条第1項の表中第34項を第39項とし、第33項を第37項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>38 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項及び次項において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録</p> <p>(2) 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録</p> <p>(3) 法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の通知</p> <p>(4) 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否</p> <p>(5) 法第12条第2項（法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否の通知</p> <p>(6) 法第13条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新</p> <p>(7) 法第14条第1項から第3項までの規定による第一種動物取扱業の変更の届出の受理</p> <p>(8) 法第15条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧に関する事務</p> <p>(9) 法第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理</p>	山形市
---	-----

- (10) 法第17条の規定による第一種動物取扱業者の登録の抹消
- (11) 法第19条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消し及び業務停止命令
- (12) 法第19条第2項において準用する法第12条第2項の規定による第一種動物取扱業の登録の取消しの通知
- (13) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施
- (14) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理
- (15) 法第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令
- (16) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告
- (17) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
- (18) 法第24条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求及び立入検査
- (19) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出の受理
- (20) 法第24条の3第1項の規定による第二種動物取扱業の変更の届出の受理
- (21) 法第24条の3第2項の規定による第二種動物取扱業の変更等の届出の受理
- (22) 法第25条第1項の規定による勧告
- (23) 法第25条第2項の規定による措置命令
- (24) 法第25条第3項の規定による措置命令及び勧告
- (25) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- (26) 法第27条第2項（法第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- (27) 法第28条第1項の規定による特定動物の種類及び数等の変更の許可
- (28) 法第28条第3項の規定による特定動物飼養者の氏名等の変更の届出の受理
- (29) 法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消し
- (30) 法第32条の規定による措置命令
- (31) 法第33条第1項の規定による報告の要求及び立入検査
- (32) 省令第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付
- (33) 省令第2条第6項の規定による登録証の再交付
- (34) 省令第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理
- (35) 省令第2条第9項の規定により返納される登録証の受理
- (36) 省令第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催の通知
- (37) 省令第13条第10号の規定による管轄区域外において特定動物の飼養又は保管をする旨の通知の受理
- (38) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付

- (39) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付
- (40) 省令第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出の受理
- (41) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により返納される許可証の受理
- (42) 省令第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理
- (43) 省令第20条第3号の規定による措置内容の届出の受理

第2条第1項の表中第32項を第36項とし、第27項から第31項までを4項ずつ繰り下げ、同表第26項事務の欄中「第30項」を「第34項」に改め、同項を同表第30項とし、同表中第25項を第29項とし、同表第24項市町村の欄中「各市、」を「山形市以外の市、」に、「各市町村」を「山形市以外の市及び各町村」に改め、同項を同表第28項とし、同表中第23項を第27項とし、第22項を第26項とし、第21項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>25 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理 (2) 法第8条の2第2項の規定による薬局に関する情報の変更の報告の受理 (3) 法第8条の2第4項の規定による薬局に関する情報の提供の要求 (4) 法第72条の3の規定による報告の徴収及び是正命令 	<p>山形市</p>
---	------------

第2条第1項の表中第20項を第23項とし、第13項から第19項までを3項ずつ繰り下げ、同表第12項事務の欄中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第11号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に、「及び第5項の」を「、第5項及び第6項の」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 法第43条第2項第1号の規定による認定に係る知事に対する申請の受付

第2条第1項の表第12項市町村の欄中「第11号から第16号まで」を「第12号から第17号まで」に、「第10号」を「第10号及び第11号」に、「第17号及び第18号」を「第18号及び第19号」に、「第17号に」を「第18号に」に改め、同項を同表第15項とし、同表中第9項から第11項までを3項ずつ繰り下げ、同表第8項市町村の欄を次のように改める。

山形市以外の市及び各町村

第2条第1項の表中第8項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

<p>11 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p>	<p>山形市</p>
---	------------

- (1) 法第6条の3第1項の規定による医療に関する情報の報告の受理
- (2) 法第6条の3第2項の規定による医療に関する情報の変更の報告の受理
- (3) 法第6条の3第4項の規定による情報の提供の要求
- (4) 法第6条の3第6項の規定による報告の徴収及び是正命令
- (5) 法第7条第1項の規定による病院の開設の許可の申請の受理
- (6) 法第7条第2項の規定による病院に係る病床数等の変更の許可の申請の受理
- (7) 法第7条第3項の規定による病床設置の許可又は病床数等の変更の許可（病床数又は病床の種別ごとの病床数の変更に係るものに限る。）の申請の受理
- (8) 法第7条第3項の規定による病床数等の変更の許可（前号に規定する変更の許可を除く。）
- (9) 法第8条の2第2項の規定による病院の休止又は再開の届出の受付
- (10) 法第9条第1項の規定による病院の廃止の届出の受付
- (11) 法第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡又は失踪の届出の受付
- (12) 法第15条第3項の規定による病院に係る診療の用に供するエックス線装置の設置等の届出の受付
- (13) 法第27条の規定による病院の構造設備の使用の許可の申請の受理
- (14) 政令第3条の3の規定による病床設置の届出の受付
- (15) 政令第4条第1項の規定による病院に係る開設者の住所等の変更の届出の受付
- (16) 政令第4条第2項の規定による病床数等の変更の届出の受付
- (17) 政令第4条の2第1項の規定による病院の開設の届出の受付
- (18) 政令第4条の2第2項の規定による病院に係る届け出た事項の変更の届出の受付

第2条第1項の表第7項市町村の欄を次のように改める。

山形市以外の市及び各 町村

第2条第1項の表中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同表第4項市町村の欄中「山形市、」を削り、同項を同表第6項とし、同表第3項の次に次の2項を加える。

<p>4 法、山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定（法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請に係るものを含む。）</p> <p>(2) 法第24条の10第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新</p> <p>(3) 法第24条の13第3項の規定による指定障害児入所施設の設置者の住所等の変更の届出の受理</p> <p>(4) 法第24条の14の規定による指定障害児入所施設の指定の辞退の申出の受理</p> <p>(5) 法第24条の15第1項の規定による報告等の命令及び出頭の要求並びに質問及び立入検査</p> <p>(6) 法第24条の16第1項の規定による勧告</p> <p>(7) 法第24条の16第2項の規定による勧告に従わなかった旨の公表</p> <p>(8) 法第24条の16第3項の規定による措置命令</p> <p>(9) 法第24条の16第4項の規定による命令をした旨の公示</p> <p>(10) 法第24条の17の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し又は効力の停止</p> <p>(11) 法第24条の18の規定による指定障害児入所施設の指定をした旨等の公示</p>	山形市
<p>5 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条の19第1項の規定による情報の提供、相談及び助言</p> <p>(2) 法第24条の19第2項の規定によるあっせん、調整及び要請</p> <p>(3) 法第33条の18第1項の規定による指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（第8号において「指定障害児入所施設等」という。）に係る報告の受理</p> <p>(4) 法第33条の18第2項の規定による報告の内容の公表（前号に規定する報告に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第33条の18第3項の規定による報告の内容に関する調査（第3号に規定する報告に係るものに限る。）</p> <p>(6) 法第33条の18第4項の規定による報告等の命令（第3号に規定する報告に係るものに限る。）</p> <p>(7) 法第33条の18第6項の規定による指定障害児入所施設の指定の取消し又は効力の停止</p> <p>(8) 法第33条の18第8項の規定による指定障害児入所施設等に係る情報の公表</p> <p>(9) 法第34条の3第2項の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業（第11号から第13号までにおいて「障害児通所支援事業等」という。）の届出の受理</p> <p>(10) 法第34条の3第3項の規定による届け出た事項の変更の届出の受理</p>	山形市

- | |
|---|
| <p>(11) 法第34条の3第4項の規定による障害児通所支援事業等の廃止等の届出の受理</p> <p>(12) 法第34条の5第1項の規定による障害児通所支援事業等を行う者に対する報告の要求並びに質問及び立入検査</p> <p>(13) 法第34条の6の規定による障害児通所支援事業等の制限又は停止の命令</p> |
|---|

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第3項及び第12項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により山形市の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、山形市の長がした処分その他の行為又は山形市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第68号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「浄化槽の」を「県の区域（山形市の区域を除く。）内において浄化槽の」に改める。

第6条第2項中「2週間以内」を「30日以内」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第2条第1項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県小規模水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第69号

山形県小規模水道条例の一部を改正する条例

山形県小規模水道条例（昭和44年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第16条 この条例の規定は、山形市の区域においては、適用しない。

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第70号**山形県動物の保護及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

山形県動物の保護及び管理に関する条例（平成12年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第24条」を「一第24条」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第23条の2 この条例の規定は、山形市の区域においては、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第71号**山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例**

山形県民生委員の定数に関する条例（平成27年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則中 「山形市 492人
米沢市 198人」 を「米沢市 198人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

山形県受動喫煙防止条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第72号**山形県受動喫煙防止条例**

健康であることは、全ての人の願いであり、県民が安心していきいきと暮らしていくための大切な基盤である。

受動喫煙は、肺がん、心筋梗塞等多くの疾患の発症と関連があり、妊産婦にとっては流産及び早産の、子どもにとっては乳幼児突然死症候群及び気管支喘息の危険性が高まる等、健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっている。

県民の健康を守るためには、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことを全ての県民が正しく理解し、協力して受動喫煙を防止していくことが極めて重要である。そして、未来を担う子どもや妊産婦を受動喫煙の悪影響から守ることで、子どもが健康に成長できる、子育てしやすい地域社会を作っていく必要がある。

こうした中、本県では平成27年2月にやまがた受動喫煙防止宣言を制定し、県民、事業者、行政等が、それぞれの立場から、また、互いに協力し、一体となって、これまで受動喫煙の防止に取り組んできた。この宣言に基づいた取組を通じて、県民の受動喫煙に関する理解が深まるとともに、学校等子どもが主に利用する施設及び医療機関の敷地内禁煙並びに社会福祉施設等公共性の高い施設での敷地内禁煙又は建物内禁煙の取組等が推進された。

この宣言における取組及びその成果を大事にし、これまでの取組を後退させることなく、県を挙げて、着実に、かつ、効果的に望まない受動喫煙の防止のための取組を進めるためには、県、市町

村、県民、事業者及び施設の管理権原者、保健医療及び教育関係者並びに保護者が、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識を共有し、相互に連携を図る必要がある。

このような認識の下に、望まない受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進することで、県民一人一人が他人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、受動喫煙が県民の健康に悪影響を及ぼすことに鑑み、望まない受動喫煙の防止のための取組に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、望まない受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民一人一人が他人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で、20歳未満の者を現に監護する者をいう。
- (5) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (6) 管理権原者 施設（敷地を含む。）の管理について権原を有する者をいう。
- (7) 保健医療及び教育関係者 保健、医療又は教育に係る業務に従事する者であつて、受動喫煙の防止のための教育その他の受動喫煙の防止のための対策の推進に関する業務を行うものをいう。
- (8) 特定屋外喫煙場所 法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。
- (9) 喫煙専用室 法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。
- (10) 指定たばこ専用喫煙室 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下この号及び次号並びに第12条において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により読み替えられた改正法第3条の規定による改正後の法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。
- (11) 喫煙可能室 改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた改正法第3条の規定による改正後の法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。

（基本理念）

第3条 望まない受動喫煙の防止のための取組は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 県並びに市町村、県民、事業者及び管理権原者、保健医療及び教育関係者並びに保護者（以下「関係者」という。）が、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識を共有し、相互に連携を図りながら推進すること。
- (2) 受動喫煙の防止に関する従来の取組及びその成果を踏まえつつ、法に規定する受動喫煙を防止するための措置と相まって、当該取組を更に推進することにより、健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会をいう。）の実現を目指すこと。
- (3) 子ども、妊産婦その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者を、受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守り、これらの者が健康で快適に暮らすことのできる生活環境を維持すること。
- (4) 県民一人一人が、県外からの来訪者を、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境を

もって迎えるという意識を持って推進すること。

（県の責務）

第4条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策の推進に当たり、関係者と連携し、及び協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する理解を深めるとともに、喫煙をする場合においては、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

（事業者及び管理権原者の責務）

第6条 事業者及び管理権原者は、その使用し、又は管理する施設において、望まない受動喫煙を防止するために必要な環境の整備に取り組むよう努めなければならない。

2 業務に従事する者を使用する事業者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、望まない受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の対策を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者がその業種ごとに組織する団体は、望まない受動喫煙を防止するための運動を実施し、及び推進するよう努めなければならない。

（保健医療及び教育関係者の責務）

第7条 保健医療及び教育関係者は、望まない受動喫煙を防止するための情報の発信及び教育に積極的に取り組むとともに、県又は市町村が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、その監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識と理解を深めるための教育を行うとともに、当該者に対する受動喫煙を未然に防止するよう努めなければならない。

（望まない受動喫煙の防止に関する施策）

第9条 県は、関係者と連携し、及び協力して、望まない受動喫煙の防止に取り組む気運の醸成その他の望まない受動喫煙の防止のための取組が推進されるような環境の整備を図るとともに、当該取組を促進するための関係者に対する助言、参考となるべき取組に関する情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識に基づく望まない受動喫煙の防止が図られるよう、当該知識の普及、喫煙をする際に配慮すべき事項に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、20歳未満の者を受動喫煙がその健康に及ぼす悪影響から守るため、当該20歳未満の者及びその保護者に対し、受動喫煙に関する正しい知識を習得するための学習の機会の確保、受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（施設における望まない受動喫煙の防止のための取組）

第10条 法第28条第5号に規定する第一種施設のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場合（法第40条第2項の規定により法第6章第2節の規定（法第30条第4項及び第40条の規定を除く。）の適用を受けない場所（次条において「適用除外場所」という。）を除く。）に特定屋外喫煙場所を定めよう努めるものとする。

第11条 法第28条第6号に規定する第二種施設のうち規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の場合（適用除外場所を除く。）に喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めよう努めるものとする。

第12条 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該施設に喫煙可能室を定める場合であっても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする。

（屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨の表示）

第13条 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設の管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めない場合は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならない。

2 前項の規定により標識を掲示した管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室を定めようとするときは、当該標識を速やかに除去しなければならない。

（推進体制の整備）

第14条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第15条 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条第8号及び第10条並びに附則第4項の規定 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

（2）第2条第9号から第11号まで、第11条及び第13条並びに附則第5項の規定 平成32年4月1日

（3）第12条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

2 この条例の施行の日から前項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第1号の規定の適用については、同号中「健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第1号に規定するたばこ」とあるのは、「たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品」とする。

3 この条例の施行の日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「法」とあるのは、「健康増進法（平成14年法律第103号）」とする。

4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から同項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第8号及び第10条の規定の適用については、同号中「法第28条第13号」とあるのは「健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条の4第5号」と、同条中「法第28条第5号に規定する第一種施設」とあるのは「法第25条の4第4号に規定する特定施設」と、「（法第40条第2項の規定により法第6章第2節の規定（法第30条第4項及び第40条の規定を除く。）の適用を受けない場所（次条において「適用除外場所」という。））」とあるのは「（法第25条の11第2項の規定により法第6章第2節の規定（法第25条の6第3項、第25条の10及び第25条の11の規定を除く。）の適用を受けない場所」とする。

5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第2条第10号の規定の適用については、同号中「次号並びに第12条」とあるのは、「次号」とする。

山形県がん登録情報利用等審議会条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第73号**山形県がん登録情報利用等審議会条例**

(設置)

第1条 がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第2条第8項に規定する都道府県がん情報（以下「がん登録情報」という。）の利用及び提供に関する事項等について調査審議させるため、山形県がん登録情報利用等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、法及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、がん登録情報に関する重要事項について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関し学識経験のある者、個人情報の保護に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第74号**山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和30年農林省告示第778号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によ

つて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件）第1号に規定するB種の点数に第2号」を「農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年農林水産省告示第2154号）の家畜共済診療点数表のB種の欄に掲げる点数に、農業保険法施行規則第117条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める1点の価額を定める件（平成30年農林水産省告示第2155号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第75号

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第24条の5の次に次の1条を加える。

（山形市の区域の適用除外）

第24条の6 この条例の規定は、山形市の区域においては、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第76号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「89,000キロワット」を「89,120キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。